



令和1年10月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 後藤力哉 編集担当責任者 番井菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

公益財団法人北海道盲導犬協会さんに 取材に行ってきました！

所長の和田さんがいろいろ教えてくださいました。



所長和田さんに代わって
顔出しは「ミーナの募金箱」
でおなじみのミーナです



北海道盲導犬協会さんは、将来盲導犬になるワンちゃんたちの訓練をしているところですか？



もちろん、盲導犬になるための訓練もしていますが、それだけではありません。目が不自由な人たちの生活訓練もしています。



具体的にはどんなことをしているんですか？



白杖を使って歩いたり、火を使って料理をしたり、点字の読み書きができるようになるための訓練をしています。最近は、コミュニケーションツールとしての iPhone の使い方も指導します。(詳しくは同封のパンフレットをご参照ください。)



白杖を使っている方は街中にたくさんいらっしゃいますよね。訓練が必要なんですね。そういえば、盲導犬を連れている方は少ないような気がしますが。



札幌市内で盲導犬を連れている方は20人ほどです。全道で約50人、全国では約950人です。



想像していたより少ないです。



現在当協会でも30名ほど盲導犬を待っている方々がいます。協会では年間12頭の盲導犬を育成しますが、その内7~8割は代替わりとして、すでに盲導犬を連れている方のところへいきます。盲導犬は12歳になると定年退職なんです。



定年退職制なんですね。退職後のワンちゃんたちはどのように過ごすのですか？



協会には「老犬ホーム」があり、退職した盲導犬はここで過ごします。ボランティアさんの元で生活するワンちゃんもいます。「老犬ホーム」は全国で札幌ともう1カ所だけです。当協会の特長は老犬の担当者による専門的なケアをしていることです。



高齢になっても手厚い介護が受けられるのですね。子犬の時はどのように過ごすのですか？



子犬たちは、生まれてから約1年間ボランティアさんに育てられます。その後、盲導犬の素質がある犬が訓練を受けます。



訓練は厳しいんですか？



厳しくありません(笑)。犬はもともと人間とコミュニケーションをとって遊ぶことが大好きですので、訓練は犬にとっては訓練士との楽しい遊びと同じです。人間が期待したことを上手にできたらすごく褒めますが、できなくても叱りません。訓練を通して、犬たちの個性を見極めて、「人間と遊んでいたらハッピーだ」と感じている犬を盲導犬として選別しています。



盲導犬に向いているかどうかはそのワンちゃんの個性にかかっているのですね。盲導犬になれるのはどのくらいの割合ですか？



60頭の子犬のうち実際盲導犬になるのは12頭くらいですので、20%くらいですね。



狭き門ですね。ところで、盲導犬を育てるのにはお金がかかりそうですね？



1頭育てるのに約500万円かかります。運営資金は募金と寄付が90%、自治体からの補助金が10%です。法人さんからの寄付もありますが、個人の特に女性からの寄付が多いですね。



募金と寄付が90%とはびっくりしました。そういえば、ミーナの募金箱、近所のスーパーに置いてあります。



ミーナの募金箱をおいてくれる企業さんも募集しています。



読者の皆さんにお伝えしたいメッセージがありましたらお願いします。



もし、目の不自由な人が交差点にいたら「何か手伝えることありますか？」と、また、駅のホームで人が線路側に・盲導犬が内側にいたら「大丈夫ですか？」と声をかけてください。



声をかけるのは勇気がいりますが、がんばってみます。他には？

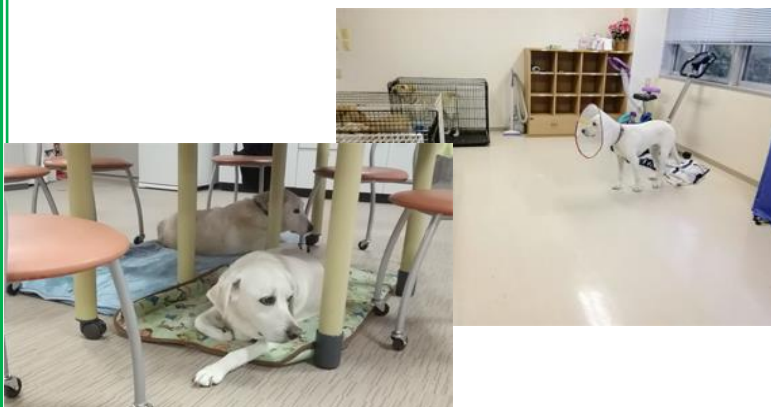


盲導犬の育成は皆さんからの寄付や募金で成り立っています。ミーナの募金箱を見かけたら、ぜひ募金をお願いします。コンビニ、郵便局、クレジットカードでの寄付も受け付けています。書き損じハガキや未使用切手も募集しています。



これからはミーナの募金箱を探しますね。寄付についての詳しい情報はこちらのサイトをご確認ください。http://www.h-guidedog.org/donations/kifu/

この後、老犬ホームや訓練中のワンちゃんたちの宿舎を見学させていただきました。



★ 相続法改正コラム Part2 ★

前月号から、相続法の改正について、ちょっとした豆知識をご紹介します。

今年の7月からの改正で、遺言により財産を取得した者は、対抗要件（不動産の場合は相続登記）を備えなければ、その財産を取得して対抗要件を取得した第三者に対抗できなくなりました。

以前は、遺言によって不動産や預貯金を取得した場合にその手続きをいつまでにしなければならぬ、という制約はありませんでした。相続登記等をしていなくても、誰かがその権利を侵害した場合には、遺言がある方が勝ちというのが従来のルールでした。

しかし、今回ルールが変わり、例えば相続登記をしないうちに、法律で決まっている持分で相続登記がされ（法定持分での相続登記は、相続人の一人からや債権者からでもできます。）、不動産が売られたり、差し押さえられたりしても、遺言に基づいて登記をしていなかった相続人等は、「自分の不動産だ！」と文句を言えないことになりました。

遺言で財産を取得した場合には、すみやかに手続きをすることが大切です。

編集後記

学生のころ、JRの車内でパンを食べていたところに、盲導犬を連れた人が乗って来ました。距離は1メートル位でしたが、犬は嗅覚がよいので、私がパンを食べていることにはすぐに気が付いたのでしょう。その盲導犬は口から溢れ出る唾液に耐えながらも、じっと飼い主さんのそばで小さく座り動きませんでした。私もとてもお腹が空いていたので、申し訳ないと思いながらもパンを食べ続けました。

自分と盲導犬の自己抑制力の格差が衝撃的で、あの健気な盲導犬のことは忘れられない出来事になりました。募金するとき、いつもあのときの申し訳ない気持ちが蘇ります。(K)